

正	誤
(表示事項) 第二十一条 法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示しなければならない。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしているものに係る同項第二号に掲げる支払可能金額等の表示については、符号、図画その他の方法による表示をもって足りる。 2 (略) 3 前払式支払手段の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なもののみを表示することで足りる。 一 約款等に<u>前項</u>第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。 二 (略)	(表示事項) 第二十一条 法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示しなければならない。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしているものに係る同項第二号に掲げる支払可能金額等の表示については、符号、図画その他の方法による表示をもって足りる。 2 (略) 3 前払式支払手段の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なもののみを表示することで足りる。 一 約款等に<u>法第十三条第一項</u>第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。 二 (略)

2. 内閣府令様式

別紙様式第3号(第4面)

正	誤
8. 業務の内容及び方法 (1) <u>前払式支払手段</u>の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等	8. 業務の内容及び方法 (1) <u>前払支払手段</u>の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

以上